

薬衛第123号
平成23年4月19日

熊本市保健所長 様

熊本県健康福祉部健康局長
(公 印 省 略)

臨床研究拠点等の整備事業について

このことについて、平成23年3月30日付け薬食安発0331第15号で厚生労働省
医政局長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

なお、下記団体には別途通知済みであることを申し添えます。

記

社団法人 熊本県医師会
熊本県公的病院長会
全国自治体病院協議会熊本県支部

担当
熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課
監視麻薬班 原田、樋口
TEL: 096-333-2242
FAX: 096-383-1434

医政発0330第15号

平成23年3月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

臨床研究拠点等の整備事業について

臨床研究拠点等の整備について、この度、臨床研究拠点等整備事業実施要綱を別添のとおり定め平成23年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、貴管下関係機関への周知につき御協力いただきたい。

なお当該要綱の適用に伴い、「平成19年度治験拠点病院活性化事業の実施要綱について」（平成19年4月13日付け医政発第0413004号本職通知）、「グローバル臨床研究拠点整備事業の実施について」（平成21年7月6日付け医政発0706第12号本職通知）及び「治験基盤整備事業の実施について」（平成22年4月1日付け医政発0401第43号本職通知）は廃止する。

